

市民参加実施予定シート

予 定
平成31年4月1日時点

担当課(クリ - センター)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市一般廃棄物処理基本計画の策定	市が考える 市民等への影響	メリット 「地球環境にやさしいまちづくり」に寄与するため、市民、事業所、行政が一体となり、ごみの減量や資源化を推進し、循環型社会の構築に努める流山市一般廃棄物処理基本計画を策定するものである。 デメリット 特になし
名称	流山市一般廃棄物処理基本計画の策定		
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本市から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定める。おおよそ10年ごとの策定。		

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1)軽易なもの
(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2)緊急に行わなければならないもの
(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数実施	審議会等	平成29年3月～平成30年7月中で7回程度	審議委員(学識経験者・公募の市民)	流山市廃棄物対策審議会	専門的見地から意見を聴取できることから審議会を開催することとした。 また、一般廃棄物処理は、身近な問題であり、できるだけ多くの市民等から意見を取り入れる必要があると考え、パブリックコメントの実施を選択した。
	パブリックコメント手続	平成30年度9月実施予定	全市民等	特になし	
	意見交換会				
	公聴会				
	政策提案制度				
	その他				

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成28年度		平成29年度		平成30年度												
4～9月	10月～3月	4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
				← 審議会 →					← パブリックコメント →							

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由